

地方議員の選挙におけるビラ頒布解禁法案

【公職選挙法の改正】

<立法の背景・趣旨>

都道府県及び市町村の議会の議員の選挙においてはビラの頒布が認められていない。

→ 候補者の政策を有権者が知る機会を拡充するため、都道府県及び市町村の議会の議員の選挙におけるビラの頒布を解禁する必要がある。

- 1 都道府県及び市町村の議会の議員の選挙において、選挙区等の人口その他の事情を勘案して条例で定める枚数のビラを頒布することができるものとする。
- 2 条例で定めるところにより、ビラの作成について、無料とすることができるものとする。

現 行

都道府県及び市町村の議会の議員の選挙においては、ビラを頒布することができない



改 正 法

条例で定める枚数のビラの頒布を解禁

※ 条例で定めるところにより、ビラの作成について、無料とすることが可能